東京都社会参加等応援事業(取組イメージ)

- 【目的】■中高年層を含めた全年齢の当事者・家族等が安心して利用できる支援団体等の選択肢を広げ、居場所等を確保し、都民等に広く周知する
 - ■都の相談支援において、連携団体等と相互に連携し、当事者等の個々の状態・状況に応じたきめ細かなサポートを実施する
 - ■身近な地域における支援団体等を含めた地域連携ネットワークを構築し、区市町村等と協力して地域における理解者や協力者を広げる

【連携団体】

- ①ガイドラインの理念に沿って個々の状況等に応じたサポートを継続
- ②都サポートネットと連携しサポートに取り組む
- ③地域における連携ネットワーク構築に協力する 等

【都】

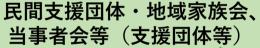
- ●連携団体の取組等を区市町村に情報提供、都民に周知
- ②都サポートネットの相談支援において連携団体と協力してサポート
- **③**連携団体に対し、コンサルティング、交流会、研修等を提供 等

【区市町村等】 連携 ③地域連携ネットワークを構築 する区市町村に協力(参加) ・ひきこもり主管 教育、子供所管 青少年所管 牛活闲窮所管 · 保健医療 支援 (保健所・保健センター) 障害者所管 高輪、介護所管 (地域包括支援センター) · 就労所管 · 社会福祉協議会 等

【連携団体】

(現19団体)

新たな団体 を開拓!



選択・利用

多当事者

きょうだい

【地域】

家族

業務委託

★団体の開拓・現地調 査業務

連携協定

★団体とサポートネット とのコーディネート業務

2相談·支援

【東京都】

ひきこもり等の サポートガイドライン

(令和5年3月策定)

支援対象:全年齢の当事者とその家族等 内容構成:「相談・支援| 「居場所の提供|

「社会参加への準備支援」

支援目標:自立支援とせず、当事者・家族の

尊厳と自己肯定感の回復とする



東京都

ひきこもり サポートネット

(都の相談支援業務)

- ●ホームページ等で連携団体を公表
- ❸専門家によるコンサルティング、 交流会、合同説明相談会を実施

●連携団体の情報を提供

(1)(2)

サポー

・相談支援

・居場所の提供

社会参加への準備支援

